

職場の業務改善のための 個別事業所支援のご案内

障害福祉サービス事業所等を対象に、「5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の視点での環境整備」や、「基本業務の流れ（マスターライン）の整理」、「気づきシートを用いた課題の整理・共有」など、職場の業務を整理し、見直す取り組みの第一歩を専門家が事業所に訪問のうえ、具体的な改善活動に関するコンサルティングを行います。

【実施概要】

専門家を派遣して業務の効率化、職場環境の改善の取り組みを最大3回の支援で受けることができます。令和4年度は法人形態や事業内容、規模等関係なく多種多様な障害福祉サービス事業所が業務改善にチャレンジしました。なお、個別支援は**無料**となっています。

【具体的な実施の流れ】 ※ 期間は最長3カ月程度の短期集中型で実施します

	実施概要	昨年度実施事業所の具体的取り組み
オリエンテーション	事業の進め方説明・事前の準備依頼 <ul style="list-style-type: none"> 今後3回の取り組みの進め方、3M・5Sの考え方の説明。 「気づきシート」や「業務時間調査」、「環境整備」のテンプレートを配布。 	事前準備 <ul style="list-style-type: none"> 職員への説明会の実施。 気づきシートの配布・回収。 業務時間調査の実施。
初回支援	課題の整理、今後の目標設定 <ul style="list-style-type: none"> 気づきシートをもとに因果関係図を作成、今後取り組むべき課題を整理。 希望テーマに対して、今後の改善活動に関するアドバイスを実施。 	第1回支援 <ul style="list-style-type: none"> 気づきシートをもとにした因果関係図の作成。 業務時間調査の結果集計。 希望テーマ（担当者の口頭説明からの脱却）として手順書の作成。
WEBフォロー	<ul style="list-style-type: none"> WEBでの面談実施。 テーマ別ミニ講習会の開催。 	ミニ講習会 「業務のマスターライン作成に関する講習」
第2回支援	課題解決策の試行 <ul style="list-style-type: none"> 各事業所が具体的な取り組みを実施。 コンサルタントから適宜フィードバック。 改善策の試行をPDCAサイクルにて実施。継続的に改善を行う。 	第2回支援 <ul style="list-style-type: none"> 業務時間調査の分析、内容確認。 手順書内容の確認（4種類） 職場の改善事項の確認。
WEBフォロー	<ul style="list-style-type: none"> WEBでの面談実施。 テーマ別ミニ講習会の開催。 	
第3回支援	取り組みの評価 <ul style="list-style-type: none"> 取り組みによる変化の把握、成果物を確認する。 次年度以降も継続して取り組むべき課題の設定、計画作成を行う。 	第3回支援 <ul style="list-style-type: none"> 曜日ごとのマスターラインの作成。 追加作成した手順書内容の確認。 利用者の生活状況一覧の作成と申し送り時の予定確認の徹底。

令和4年度に実施した「職場の業務改善」に関する取り組みの動画（セミナー・成果報告会）は右のQRコードから視聴できます。

(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/syokuba_kaizensien/20220915.htmlからも視聴できます。)



【 取組の具体的な成果例 】

3ヵ月という短期間に集中的な取り組みを行うことで、業務改善の意識を職員に定着させることができます。小さなことでも成功体験を得ることで、職員の達成感や組織が変わる実感を掴むことができます。期間内に複数の具体的な改善成果を積み重ね、支援期間後の自発的・継続的な取り組みにつなげます。

成果：業務時間調査を実施し、時間帯ごとの業務と役割分担を明確にした基本業務の流れを作ります。

月・水・金	7時					8時					9時					10時					11時					12時					13時					14時										
	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50				
早番1	食事	食事	食事	食事	食事	食事	PC	PC	その他	その他	その他	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	その他	その他	その他	その他	その他	その他	職員	職員	外部	外部	書類	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	職員	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回
早番2	食事	食事	食事	食事	食事	食事	PC	PC	その他	その他	その他	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	その他	その他	その他	その他	その他	その他	職員	職員	外部	外部	書類	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	職員	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回
日勤1	食事	食事	食事	食事	食事	食事	PC	PC	その他	その他	その他	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	その他	その他	その他	その他	その他	その他	職員	職員	外部	外部	書類	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	職員	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回
日勤2																																														
パート																																														
パート2																																														
パート3																																														

成果：5Sによる環境整備（置き場所を明確する、パソコン内のファイルも5Sで情報整理）



BEFORE
在庫が乱雑に入っている

棚を作り、在庫管理がしやすくなる

AFTER



【 対象となる事業所 】

宮城県内に所在する障害福祉事業所のうち、以下の要件を満たすことができる事業所となります。

- ◆ 3回の業務改善をやり切ることができること。途中で取り組みを中止しないこと。
- ◆ WEB会議システム（ZOOM、TEAMS、Google Meet等）を使用可能なこと。
- ◆ 本年度以降セミナー等で取り組み内容に関する発表等、本事業に関する取り組みに協力が可能なこと。

申 込 書

法人名		事業所名	
所在地	〒		
TEL		メール	
担当者名		役職	

■ 申込にあたり、以下のアンケートにお答えください（当てはまるものにチェックしてください）

業務改善・生産性向上に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 現在具体的な取り組みをしている <input type="checkbox"/> 過去に取組んだことがある <input type="checkbox"/> 課題を決めて取り組みを計画している <input type="checkbox"/> 取り組みを検討しているが課題は決めていない <input type="checkbox"/> 業務改善に関心はあるがどのように取組むかどうかは決めていない
介護分野における生産性向上ガイドライン	<input type="checkbox"/> 活用している <input type="checkbox"/> 知っているが活用はできていない <input type="checkbox"/> 知らない
改善に取組みたい分野	<input type="checkbox"/> 職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務と役割分担の整理 <input type="checkbox"/> 手順書の整備 <input type="checkbox"/> 記録・報告の工夫 <input type="checkbox"/> 情報共有の工夫 <input type="checkbox"/> 決めていない

- 本事業の支援実施期間は令和5年5月～令和6年1月となります。
- 本事業の個別支援を受けた事業所様には、本年度以降セミナー等で取り組み内容に関する発表等、様々なご協力をお願いすることがございます。ご了承のうえお申し込みください。

事業に関するお問合せ先について

株式会社シード・プランニング 担当 西田、新宅
 【TEL】03-3835-9211（平日 10:00～18:00）
 【Mail】syokubakaizen@seedplanning.co.jp

個人情報の取り扱いについて

本申込書に記載いただいた個人情報は、弊社からの連絡等、本事業の管理事務のみに利用します。その他の事業や目的に利用することはございません。

処遇改善加算取得支援のための 個別事業所支援のご案内

処遇改善加算を算定していない事業所や、より高い区分の加算を取得したい障害福祉サービス事業所等を対象に、専門家が個別に加算取得に必要な項目に対し、具体的な実施内容に関するコンサルティングを行います。

個別支援を希望される事業所は、下記申込書にてお申込みください。なお、本事業で支援できる事業所数に限りがあるため、申込のタイミングによっては個別支援を受けられない場合もございますので、希望される事業所は早めにお申し込みください。

【実施概要】

専門家を派遣して処遇改善加算の取得につながるよう、最大3回の面談で加算取得に必要な項目を整備し、処遇改善加算の申請ができるように支援します。なお、個別支援は**無料**となっています。

【具体的な実施の流れ】 ※ 期間は2～3カ月程度を想定しています

	実施概要	昨年度実施事業所の具体的な取り組み
初回支援	現状確認とゴールの設定 <ul style="list-style-type: none">取得を希望する加算の種類の確認。法人の現状把握、今後取得にあたり整備が必要となる項目の整理。サンプル資料（様式集）の説明。	第1回支援 <ul style="list-style-type: none">加算未取得。希望する加算の確認（処遇改善加算Ⅰ、ベースアップ支援加算）現状の確認（実施事業、職員数、現状の賃金制度等）
フォロー	<ul style="list-style-type: none">加算配分シミュレーション案の作成。	<ul style="list-style-type: none">加算見込額の算出。
第2回支援	加算算定に必要な項目の整備 <ul style="list-style-type: none">処遇改善加算取得の場合、キャリアパスや研修計画に関する説明を実施。加算の見込額を踏まえた配分金額・配分計画案の説明。	第2回支援 <ul style="list-style-type: none">キャリアパス、職位・職責や任用要件に関する意見交換。処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の配分案に関する意見交換。
フォロー	<ul style="list-style-type: none">キャリアパスや研修計画へのアドバイス。加算配分方法へのアドバイス。	<ul style="list-style-type: none">キャリアパス案の作成。加算の配分案の作成。
第3回支援	申請様式の記載内容説明 <ul style="list-style-type: none">事業所側が作成したキャリアパスや加算の配分計画案の確認、アドバイス。申請書類の記載例をもとに記載方法の説明実施。	第3回支援 <ul style="list-style-type: none">作成したキャリアパスおよび加算の配分案に関するアドバイス。申請書の記載方法の説明。職場環境要件等の確認。
フォロー	<ul style="list-style-type: none">申請様式記載内容の確認。	<ul style="list-style-type: none">申請様式内容の記載・確認。指定権者への提出（加算を取得）

令和4年度に実施した「処遇改善加算取得支援」に関する取り組みの動画（セミナー）は右のQRコードから視聴できます。

(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/syokuba_kaizensien/20220915.htmlからも視聴できます。)



【 サンプル資料（様式集） 】

処遇改善加算の取得に必要となるキャリアパスや研修計画、加算を実際に配分する際に、いくら加算見込額が入り、各人にいくら配分するか算定を行うシミュレーションソフト等、実際の加算取得にあたり必要となる作業を省力化するための各種ツールを支援事業所に無料配布します。

処遇改善加算 配分シミュレーションソフト

処遇改善加算配分シミュレーションソフト									
職名	人数	加算種別	加算額	加算率	加算率	加算率	加算率	加算率	加算率
A	12	100	100	100	100	100	100	100	100
B	12	100	100	100	100	100	100	100	100
C	6	100	100	100	100	100	100	100	100
D	6	100	100	100	100	100	100	100	100

キャリアパス計画														
職名	担当職	専任職	兼任職	非常勤	パート									

加算取得マニュアル

処遇改善計画策定のステップ

- 1 取得対象者の確認
- 2 加算の見込額の算出
- 3 加算の配分方法の検討
- 4 加算の取得状況の確認

4-2. 改善加算の配分方法の考え方

The diagram illustrates the distribution process. It starts with '基本加算' (Basic Allowance) and '特別加算' (Special Allowance). These are then distributed to '手当' (Allowances) and '一時金' (One-time Payment). The process involves '算定' (Calculation) and '配分' (Distribution) steps, with '手当て' (Allowances) and '一時金' (One-time Payment) being the final recipients.

【 対象となる事業所 】

宮城県内に所在する障害福祉サービス事業所のうち、以下の要件を満たすことができる事業所となります。

- ◆ 3回の支援で申請する状態にまで達すること。途中で取り組みを中止しないこと。
(結果的に法人内で検討した結果、申請しないという判断をすることは可能です)
- ◆ 処遇改善加算を未取得、もしくはまだ上位の加算を取得できる余地のある事業所。
(既に処遇改善加算Ⅰおよび特定処遇改善加算を取得している事業所は**対象外**となります)

申 込 書

法人名		事業所名	
所在地	〒		
TEL		メール	
担当者名		役職	

■ 申込にあたり、以下のアンケートにお答えください（当てはまるものにチェックしてください）

現在取得している 処遇改善加算等	<input type="checkbox"/> 何も取っていない <input type="checkbox"/> 処遇改善加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 処遇改善加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 処遇改善加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 特定処遇改善加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 特定処遇改善加算Ⅱ <input type="checkbox"/> ベースアップ等支援加算
取得を希望する 処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 処遇改善加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 処遇改善加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 処遇改善加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 特定処遇改善加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 特定処遇改善加算Ⅱ <input type="checkbox"/> ベースアップ等支援加算

- 本事業の支援実施期間は令和5年5月～令和6年1月となります。
- 申込が予定事業数に達した場合、調整のご連絡を行う場合がございます。また、同一法人別事業所で申し込まれた場合、1か所にまとめたの実施をお願いすることがございます。
- 加算取得の申請自体は事業者側で行っていただきます。申請書類の作成・申請代行等には対応できかねます。ご了承ください。

事業に関するお問合せ先について

株式会社シード・プランニング 担当 西田、新宅
 【TEL】 03-3835-9211（平日 10:00～18:00）
 【Mail】 syokubakaizen@seedplanning.co.jp

個人情報の取り扱いについて

本申込書に記載いただいた個人情報は、弊社からの連絡等、本事業の管理事務のみに利用します。その他の事業や目的に利用することはございません。

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

障 号 外

令和 5 年 4 月 26 日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

本県における新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、第 53 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第 50 回宮城県危機管理対策本部会議において、下記 1 のとおり決定しましたので、御承知願います。

なお、障害福祉サービス事業所等については、5 類移行後においても、下記 2 から 5 のとおり一部の新型コロナウイルス感染症対策の施策は 5 月 8 日以降も継続して実施いたしますので、御承知願います。

記

1 5 類移行に伴う県の対応について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが現在の 2 類相当から 5 類に移行することに伴い、県の対策本部は廃止し、県民等への要請も終了します。

また、保健医療の体制についても、5 類感染症と同様の体制を目指しつつ、移行に伴う影響を緩和するため段階的に移行します。

なお、詳細については、県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/> (県HP)

2 施設への講師派遣による講義・現場指導

公益社団法人宮城県看護協会に委託し、施設の要望に応じて感染管理認定看護師等を派遣し職員への講義やゾーニングの指導を行います。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/coronasodan-syougai-miyagi.html> (県HP)

3 新型コロナウイルス感染症防止対策窓口の設置

県内の障害福祉施設を対象とした新型コロナウイルス感染症防止対策窓口を設置し、感染症防止対策の徹底や発生時における拡大防止策、施設従事者に向けたマニュアルの策定等、感染管理に関する質問等に相談対応します。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/coronasodan-syougai-miyagi.html>（県HP）

4 抗原検査キットの提供

抗原定性検査のための検査キットについても随時配布を行っており、令和5年度分として、過去に検査キットの送付を申し込まれた法人を対象に、令和5年夏前頃に一定数量の送付を予定しておりましたので、御承知願います。

5 各種衛生資材の提供

陽性者の発生などで衛生資材が不足した障害福祉施設等に対し、随時衛生資材の提供を行います。資材の提供を希望される事業所は、必ず法人で希望する資材や数量等を取りまとめの上、御連絡ください。なお、種類や数に限りがあり、提供の要望に応じられない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

保健福祉部障害福祉課運営指導班

TEL : 022-211-2558

E-mail:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp



令和5年度



新型コロナウイルス感染症防止対策 相談窓口のお知らせ(障害福祉施設)



安心して障害福祉サービスを提供し続けるために



5/8に『5類感染症』
になったら感染対策
は何か変わるのだろ
うか…

今のやり方で正
しいの？
教えて欲しい。



【電話・メール】

今すぐ確認したい疑問や不安等へ相談員が対応します。

相談・講師派遣

無料

【講師派遣】

- * 職員指導教育のための講義・勉強会
- * ゾーニング・ガウンテクニク指導
- * 感染対策マニュアル・事業継続計画(BCP)作成等の助言
- * 施設事例検討: クラスタ対策の振り返り

派遣講師

公益財団法人宮城厚生協会本部

特定非営利活動法人 みやぎ感染予防教育推進ネットワーク きれいな手 理事長
感染管理認定看護師 残間 由美子氏

公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院の感染制御室室長として15年間活躍。
2020年厚生労働省クラスター班に所属し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)施設内チェックリスト作成に尽力。2021年4月「NPO法人みやぎ感染予防教育推進ネットワークきれいな手」を立ち上げ理事長就任。看護学修士(感染管理・感染看護分野)。

※感染管理認定看護師…感染対策における高度な専門知識や実践力を持つ者として、日本看護協会から認定された看護師



連絡先

宮城県看護協会
新型コロナウイルス感染症
防止対策相談窓口
(障害福祉施設担当)

TEL

080-1679-5164

月曜日～金曜日 9時～12時 / 13時～17時 (祝日・8/11～/16・年未年始を除く)

FAX

022-276-4724

MAIL

miyakan.syougai@miyagi-kango.or.jp

主催: 宮城県・公益社団法人宮城県看護協会(宮城県からの受託事業)

※令和6年3月31日で終了となります。

受付番号(協会使用欄)

講師派遣申込書

※この用紙のみお送りください。送付状の添付は不要です。

令和 年 月 日 申込

所属施設名			
申込責任者	氏名	部署	役職
住所	郵便番号		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
講義会場	※講義の会場が上記住所と異なる場合はこちらをにお書きください		

参加予定人数 計 人

看護職	管理者	サビ管	介護職	事務職	その他()
人	人	人	人	人	人

◎依頼理由

◎依頼希望(講義 ・ 現場指導 ・ マニュアル作成等の助言 ・ その他)
※希望される内容を○で囲んでください。

◎希望する講義・指導の具体的な内容について

内容:

◎希望日時(第3希望までお知らせください)

・具体的に希望される日程がわかれば下記にご記入ください

第1希望	年	月	日	:	~	:
第2希望	年	月	日	:	~	:
第3希望	年	月	日	:	~	:

講義・指導所要時間: 時間

◎研修機材のうちお持ちの機材に○をつけてください。
パソコン(パワーポイント入り) プロジェクター

◎駐車場の有無

有 無

【申し込み先】 宮城県看護協会 メールまたはFAXでお送りください。

E-mail: miyakan.syougai@miyagi-kango.or.jp Fax: 022-276-4724

公益社団法人宮城県看護協会
新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口担当 佐藤・島谷

令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について

令和5年6月時点

施設支援班

1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

なお、令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設及び児童発達支援センターの施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更されました。

2 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを特に優先的な補助協議対象とします。

- 障害者支援施設に入所している、又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- 強度行動障害を有する者や医療的ケアを必要とする障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）及びグループホーム（日中サービス支援型）

3 補助対象施設

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）
障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

4 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

5 整備区分

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること）
 - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

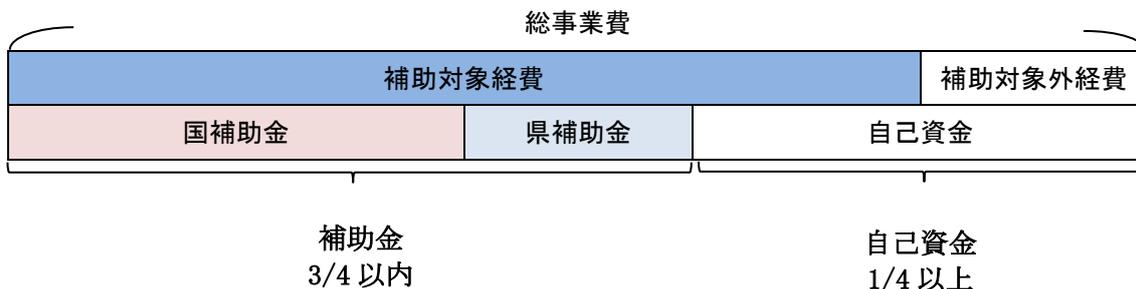
- **創設**（新たに施設を整備すること）
 - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること）
- **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**
- **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

6 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）

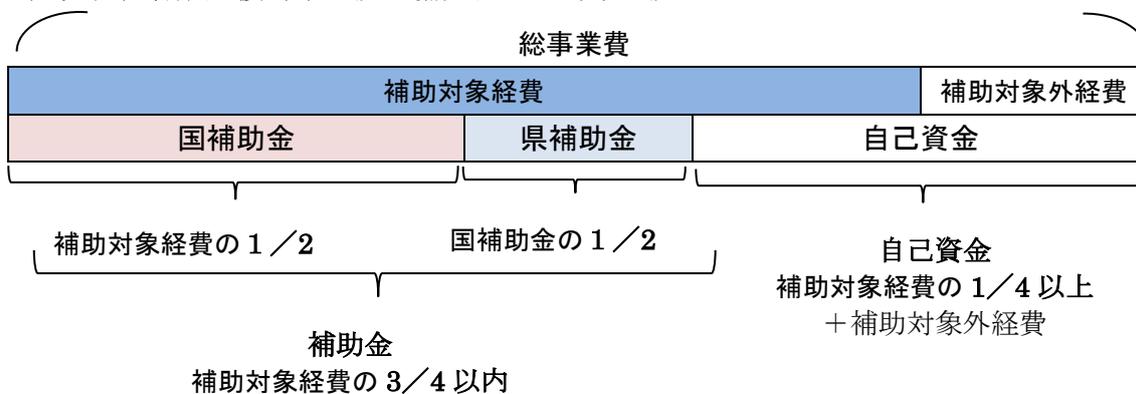
(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

7 令和6年度事業に係るスケジュール（予定）

R 5	6月 5日（月）	○事業の協議受付開始
	7月 7日（金）	○障害福祉関係施設の整備計画提出締切り
	9月 1日（金）	○所定の各書類提出締切り
	～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
R 6	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県）
		○補助内示（県→事業者）
	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国）
R 7	3月 7日（金）	○事業完了
	まで	○実績報告（事業者→県→国）

※内示を受けて事業の着手が可能となります。
内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。

8 留意事項

(1) 事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じることを条件とします。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明等を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

(2) 財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは…補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。

- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けずに処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

9 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 4 4

E - mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp

第四期宮城県工賃向上支援計画

- 【 計 画 策 定 】 令和3年9月
- 【 対 象 期 間 】 令和3年度～令和5年度
- 【 根 拠 】 厚生労働省「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」
(R3.3.10一部改正)
- 【 対 象 事 業 所 】 就労継続支援 B 型事業所

【計画策定の趣旨】

一般就労が困難で福祉的就労を行う障害のある人にとって、地域で自立した生活を送るためには、就労継続支援事業所等での工賃水準の向上が重要であり、県では、平成30年度に策定した「第三期宮城県工賃向上支援計画」に基づき、合同販売会等による販路拡大、事業所職員の資質向上のための研修など様々な事業を展開してきた。

今後も継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進めるに当たり、改正された国の指針や有識者による検討会での意見等を踏まえて、「第四期宮城県工賃向上支援計画」を策定したものの。

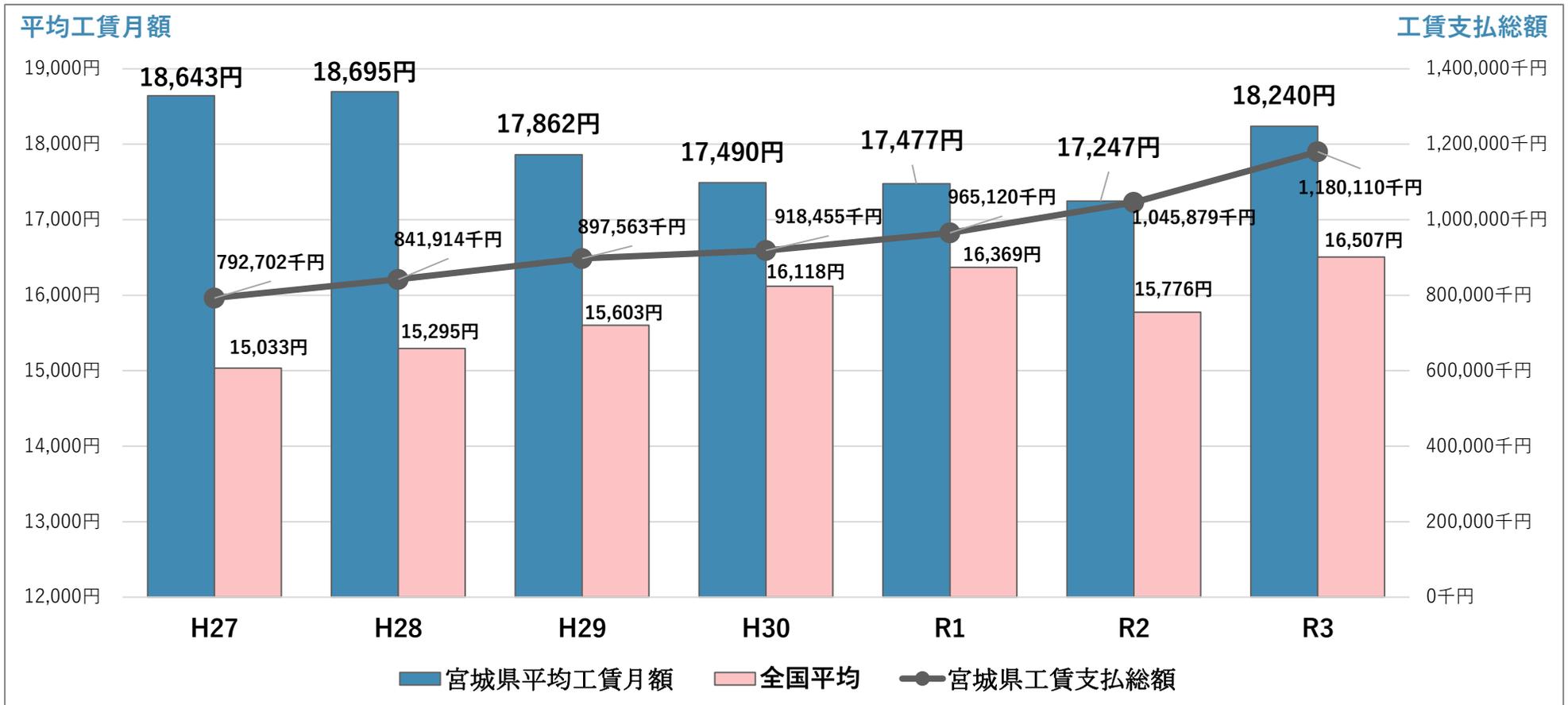
令和3年度における工賃実績

宮城県の実績

◆ 工賃支払総額	1,180,109,615円	(前年比112.8%)
◆ 平均工賃月額	18,240円	(前年比 106.7%)
◆ 平均工賃時間額	256円	(前年比105.8%)
◆ 全国順位 (月額)	13位	(前年比 3位↑)

(参考) 全国の実績

◆ 平均工賃月額	16,507円	(前年比 104.6%)
◆ 平均工賃時間額	233円	(前年比105.0%)



宮城県が目指す平均工賃月額

目標工賃月額の基本的方針

- ・ 障害者が地域で自立して生活できるようになるためには、地域の最低生活費と同等の収入を得ることが必要。
- ・ 平均工賃月額は、障害基礎年金（※1）と合わせて、地域の最低生活費（※2）と同等の収入を得ることを目指す。

※1 障害基礎年金額2級の場合： 65,075円 ※2 宮城県内の最低生活費：106,658円

宮城県が最終的に目指す平均工賃月額 40,000円 (=最低生活費 - 障害基礎年金額)

第四期工賃向上支援計画における目標平均工賃月額の設定

- ・ 令和2年度の県内事業所全体の平均工賃月額が17,247円であることを踏まえ、県が目指す平均工賃月額を基本に置きつつ、本計画期間中に達成すべき目標額を別に設定。
- ・ 対象事業所を、現在の平均工賃月額により5つのグループに区分し、各事業所が計画対象期間において目指す目標額を設定の上、グループごとに段階的に工賃を引き上げていく方式を採用。

グループ	平均工賃月額分布	目標額	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
A	40,000円以上	45,000円	8	3.2%	9	3.5%	10	3.7%	11	3.9%
B	25,000円以上 40,000円未満	40,000円	26	10.6%	29	11.2%	32	11.9%	35	12.5%
C	17,000円以上 25,000円未満	25,000円	36	14.6%	52	20.2%	80	29.7%	113	40.2%
D	12,500円以上 17,000円未満	17,000円	54	22.0%	69	26.7%	79	29.4%	87	31.0%
E	12,500円未満	12,500円	122	49.6%	99	38.4%	68	25.3%	35	12.4%
計			246		258		269		281	



項目	金額	上昇額
令和2年度平均工賃月額	17,247円	
各年度の概ねの平均工賃月額の見込み		
令和3年度平均工賃月額	19,000円	1,753円
令和4年度平均工賃月額	21,000円	2,000円
令和5年度平均工賃月額	23,000円	2,000円

本計画における
宮城県の令和5年度目標平均工賃月額
23,000円

工賃向上支援に向けた主な取組

- (1) 工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備，経営コンサルタント等の派遣
- (2) 事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催
- (3) 共同受注の促進と組織の支援
- (4) 行政機関等からの発注の促進
- (5) コロナ禍・ポストコロナにも対応したICT活用・デジタル関連分野への進出支援 《新》
インターネット販売・デジタル関連業務受注，ICTを活用した業務改善等に必要な知識・技術の習得するための研修会の開催及び専門家の派遣，環境整備への支援
⇒ IT市場での精神障害者等就労促進事業(R5～)
- (6) 農福連携の推進
- (7) 市町村及び企業との連携等による支援
各市町村や地元企業等の多様な分野と連携した取組，働く障害者の活動を応援する趣旨で県内企業・地方公共団体等の協力体制構築
⇒ 福祉的就労施設で働く障害者官民応援団(R4～)
- (8) 事業所指導における助言・支援等の積極的な関与
- (9) PR活動等の展開による支援

※「第四期宮城県工賃向上支援計画」は，県障害福祉課ホームページに掲載しています。
(URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/koutinkozyo.html>)

工賃向上に向けた支援 ～R4から開始した取組～

福祉的就労施設で働く障害者官民応援団 (R4～)

体制イメージ

みやぎの福祉的就労施設で働く 障害者官民応援団

○賛同企業・団体一覧(23企業・団体)

- ・アイリスオーヤマ(株)
- ・イオン東北(株)
- ・(株)河北新報社
- ・カメイ(株)
- ・(株)七十七銀行
- ・(株)仙台村田製作所
- ・大日本印刷(株)
- ・東北学院大学
- ・東北大学
- ・東北電力(株)
- ・トヨタ自動車東日本(株)
- ・日本放送協会
- ・(株)バイタルネット
- ・東日本電信電話(株)
- ・東日本旅客鉄道(株)
- ・(株)藤崎
- ・県社会福祉協議会
- ・みやぎ生活協同組合
- ・宮城大学
- ・(株)楽天野球団
- ・県商工会議所連合会
(副会長)
- ・仙台市
- ・宮城県 (会長)

顧問

日本財団

請負業務の継続発注

共同受注窓口

みやぎセルプ
協働受注センター

商品販売機会の提供

就労継続 支援事業所



地域に根ざした継続的な受注体制を
整備するため、
官民による応援組織を整備

IT市場での精神障害者等就労促進事業（R5～）

宮城県は、日本財団と連携し、県内唯一の共同受注窓口「みやぎセルフ協働受注センター」に事業費を補助（みやぎセルフは、障害者特化型BPO企業・在宅就業支援団体である「VALT JAPAN」と連携）し、特に精神障害者の障害特性に適応しやすいIT関連業務の受注開拓、就労継続支援事業所の利用者及び在宅就業者へ業務提供と業務サポートを実施することで、就労機会創出を図るプロジェクトを実施します。

第1弾

BPO活用工賃向上
モデル事業
(R3～R4)

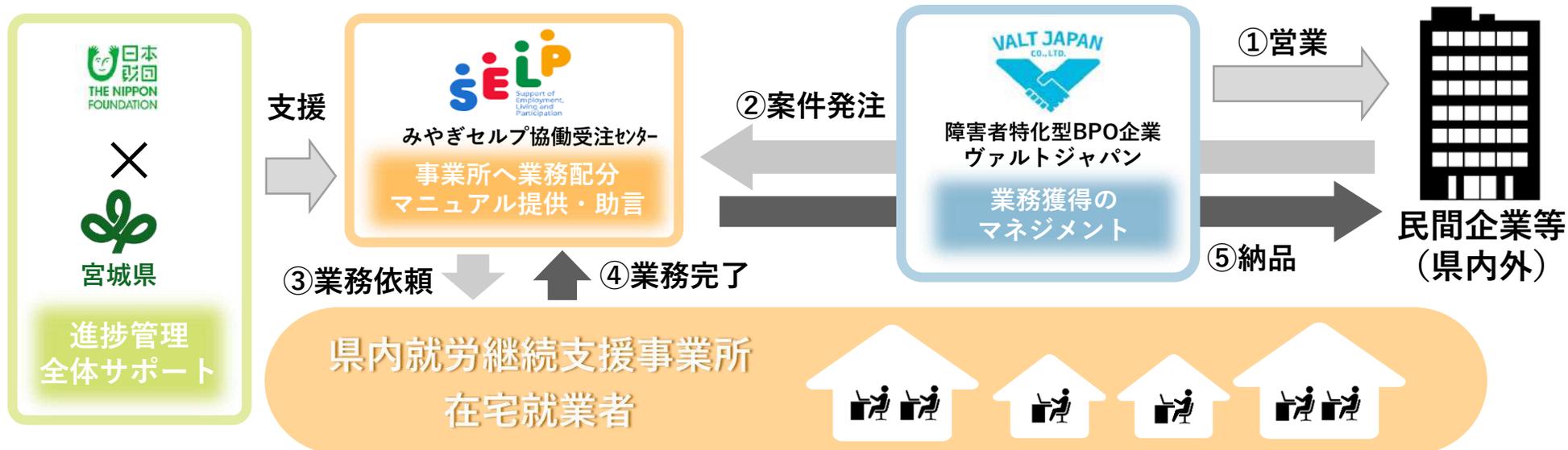
第2弾

IT市場での精神障害者等
就労促進事業
(R5～R7)

続・プロジェクトのポイント

- ◆ IT関連業務を重点的に受注獲得
- ◆ 在宅就業希望者（就労継続支援事業所の在宅利用者、在宅就業を希望する障害者・ひきこもりの方・就労困難者等の個人）をプロジェクトメンバーに追加

事業スキーム



案件例

IT

領収書・名刺・レシート等の紙情報のPCで行うデータ入力、文字起こし入力、EC販売商品登録、画像・動画加工、アンケート結果入力、サイトパトロール etc.

その他

ホテル・オフィス・アパート等の清掃業務、除草業務、倉庫内仕分け作業、シール貼り、印刷業務、食品袋詰め、箱折、検品作業 etc.

サービス管理責任者等に係る研修について

1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	①実践研修の修了者 又は ②平成30年度までの旧研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数				
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	/	5年以上		
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
	e 特別支援学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

特区は令和3年3月31日廃止

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)					
			国家資格保有者*	有資格者 ※3	それ以外の者			
<p>障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	/	5年以上			
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者						
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							
	<p>ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	/	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者						
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
		(5) 学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者								

- ※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
- ※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。
- ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 - 2) 保育士
 - 3) 児童指導員任用資格者
 - 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。

実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

(例外1) 令和4年3月31日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合(基礎研修の修了日から3年以内に限ります。)

(例外2) 正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

3 令和5年度の研修

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）

研修名	募集期間	実施時期
基礎研修	令和5年9～10月 (予定)	令和5年12月 (予定)
実践研修	令和5年7～8月 (予定)	令和5年9～10月 (予定)
更新研修	【募集終了】	令和5年7月25日～27日 のうち1日間

(2) 指定研修事業者による研修

実施事業者：株式会社中川（東北福祉カレッジ）

研修名	募集期間	実施時期
基礎研修	【募集終了】	令和5年7月11,12,18,19日
	令和5年6月1日～7月30日	令和5年9月5,6,7,8日
	令和5年9月1日～12月31日	令和6年2月13,14,15,16日

4 制度改革

以下は現時点での改正案です。

正式な改正は、令和5年6月頃と予定されています。

(1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

(2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(詳細は別紙「サービス管理責任者研修制度の変更点のポイント」をご覧ください) 8

相談支援専門員に係る研修について

令和5年6月22日（木） 宮城県保健福祉部障害福祉課

○宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「この要綱は、様々な生活ニーズを有する障害者の地域生活を支援する人材を養成するため、障害者相談支援従事者研修事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、各市町村が行う地域生活支援事業の円滑な実施に寄与し、もって障害者相談支援体制の一層の発展に資することを目的とする。」

相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

初任者研修について

【対象者】

相談支援事業に従事しようとする者（※R5募集メ切）

【研修日程】

日 程	内 容	備 考
6月28日（水）～ 7月12日（水）	講義	e-ラーニングによる視聴
7月15日（土）～ 7月16日（日）	演習①	宮城県庁 2階 講堂
7月17日（月）～ 9月8日（金）	<u>地域実習①</u>	各地域の基幹相談支援センター等で実施
9月9日（土）	演習②	宮城県庁 2階 講堂
9月10日（日）～10月27日（金）	<u>地域実習②</u>	各地域の基幹相談支援センター等で実施
10月28日（土）～10月29日（日）	演習③	宮城県庁 2階 講堂

現任研修について

【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

【参考】受講時期（令和5年度に初任者研修を修了した場合）

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
研修	初	現任（1回目） ※期間内に1度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

現任研修について

【募集時期】

令和5年8月1日～令和5年9月1日（予定）

【研修日程】

日程	内容	備考
10月16日（月）～10月30日（月）	講義	e-ラーニングによる視聴
11月1日（水）～11月17日（金）	<u>地域実習①</u>	各地域の基幹相談支援センター等で実施
11月19日（日）	演習①	宮城県庁 2階 講堂
11月20日（月）～1月12日（金）	<u>地域実習②</u>	受講者各自で取り組む（※必要に応じて実習①の協力事業所に相談）
1月13日（土）～1月14日（日）	演習②	宮城県庁 2階 講堂

主任研修について

【対象者】

障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員

【具体的な要件】

地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、当該者に対しサービス等利用計画等の提出を求めることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者であること。

主任研修について

【募集時期】

令和5年9月中旬ごろ～（予定）

※申込には、市町村の推薦が必要

※事前課題（サービス等利用計画）を課し、各圏域の申込状況、受講申込書への記載内容、課題を踏まえて選考

令和5年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領（案）

【令和5年6月時点】

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

2 補助要件等

<p>○宮城県内の対象施設にて、令和元年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用した法人であること。</p> <p>※無資格者とは、介護職員初任者研修にあつては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあつては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。</p> <p>○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。</p> <p>○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。 (経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)</p>	
対象施設	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等（詳しくは別表1を参照）</p> <p>○市町村長が登録する基準該当事業所</p> <p>○介護保険事業所（詳しくは別表1を参照）</p>
雇用形態等	<p>○雇用形態は、正規・非正規を問わない。</p> <p>○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。</p>
研修受講期間	<p>○令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで</p> <p>※令和6年3月29日までに研修を修了しなければならない。</p>

3 補助内容

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額（上限額86千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合：定額166千円/人 ②通信の場合：定額115千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額（上限額66千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合：定額166千円/人 ②通信の場合：定額115千円/人	
同行援護従業者養成研修（一般課程）	受講料	定額（上限額37千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額23千円/人）	

同行援護従業者養成研修（応用課程）	受講料	定額（上限額 2 6 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 4 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 4 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 4 千円/人）	
喀痰吸引等研修（3号研修）	受講料	定額（上限額 6 8 千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 1 千円/人）	

4 募集期間・人数

	交付申請書受付期間	募集予定人数
第1期	令和5年7月3日から令和5年10月31日まで	30名程度
第2期	令和5年11月1日から令和6年2月29日まで	30名程度

5 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修等の開講状況等は、県のホームページを確認してください。

（介護職員初任者研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

（居宅介護従業者養成研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/1304.html>

6 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 申請事業総括表 <input type="checkbox"/> 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） <input type="checkbox"/> 受講者の履歴書 <input type="checkbox"/> 所要額調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出予算書の抄本 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ） <input type="checkbox"/> 研修の受講料（税込、テキスト代含む）、日程が分かる書類
2 審査・決定通知	
3 事業開始	交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請（様式第2号）を行って下さい。
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績総括表 <input type="checkbox"/> 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類、法人の受講料負担額が分かる書類、受講者の研修修了証の写し添付） <input type="checkbox"/> 所要額精算調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
5 確定金額通知・支払い	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（任意様式）の提出

7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-2538

FAX : 022-211-2597

MAIL : syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

別表 1

施設等の種類
○障害福祉サービス事業所等
居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
行動援護事業所
同行援護事業所
重度障害者包括支援事業所
療養介護事業所
生活介護事業所
短期入所事業所
相談支援事業所
自立訓練（機能訓練）事業所
自立訓練（生活訓練）事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
共同生活援助（グループホーム）事業所
障害者支援施設
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業所
障害児入所施設
（基準該当事業所を含む）
○介護保険事業所
介護療養型医療施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
小規模多機能型居宅介護
短期入所生活介護
短期入所療養介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型通所介護
通所介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護
看護小規模多機能型居宅介護
訪問介護
訪問入浴介護
夜間対応型訪問介護



アプリで気軽に助けあいしてみませんか？

スマホでつながる、たすけあいアプリ。

mayii

メイアイ



段差のない
道はないかな…

ちょっとした
時間で
人助けできた！

バリアフリーを
見つけて
ミッションクリア！

道案内なら
私にもできそう！

 **宮城県**
Miyagi Prefectural Government

「障害のある人もない人も共生する社会」の実現に向け、
宮城県は、May ii(メイアイ)の県内導入に向けた実証に取り組んでいます。

アプリをダウンロードして助けあいに参加！

ダウンロード無料

メイアイ



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



mayii で、何ができる？

困りごとを知る・学ぶ

手助けミッションに挑戦！



自分をスキルアップ！

ミッションのクリアやサポートをすると、



ポイントをゲット！

獲得数に応じて称号がレベルアップします。

ポジティブな変化、どんどん広がっています！

手助けは難しい・時間がかかるものだと、
短時間でも簡単にできることに気付いた
(30代男性サポーター)

大学生に目的地まで誘導してもらっていたら、大学の後輩だと知った。
今の仕事の話をしたら、後日進路相談をすることに。
地元の人との交流につながった！(40代全盲男性)

困りごとを手助けする

困ったとき

サポートできるとき



対面

または

チャット

でのサポートをお願いします

周囲のサポーターにサポート依頼！

サポーターに立候補！

お問い合わせ先

実証について

宮城県
保健福祉部 障害福祉課

電話 022-211-2538

メール syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

アプリについて

大日本印刷株式会社
よくあるご質問



宮城県内全域で
利用可能です。

詳しくは で検索。



対面する際は、必ず「マスク着用」のうえ、サポートをお願いいたします。

アプリをダウンロードして助けあいに参加！

ダウンロード無料

メイアイ



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



宮城県医療的ケア児等相談支援センター

概要

- 名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）
- 所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12
（電話：022-346-7835）
- 開所日：平日月曜～金曜 土日祝日は休み
- 開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間 9:00～16:30
- スタッフ：看護師1名、理学療法士1名、社会福祉士1名
全員が相談支援専門員の有資格者、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者
医師を専門職アドバイザーとして委嘱

★医療的ケア児とは★

生活する中で恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアが不可欠な児童

業務内容

- ① 総合的・専門的な相談支援
医療的ケア児や家族、関係機関等からの相談に対応
- ② 情報の発信及び研修
 - ・ 県民や行政担当者へ関連制度やその窓口、最新の施策情報を発信
 - ・ 支援者等対象の研修開催
- ③ 関係機関との連絡調整
支援要請に基づく連絡調整、協議の場等への参画・地域の支援体制強化のための連携
- ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

運営

- 実施主体：宮城県（一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会への委託事業）
※相談支援専門員の職能団体

根拠

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）
医療的ケア児や家族の支援に関する施策の実施が地方公共団体の責務



ちるふあ

宮城県医療的ケア児等相談支援センター

For all medical care children & families, we will practice
my profession with conscience and dignity.

CHILD FIRST SPIRIT OF MIYAGI

宮城県医療的ケア児等 相談支援センター「ちるふあ」

愛称「ちるふあ」について

医療的ケアのある子どもの幸せを一番に考える「child first」という思いと、子どもの育ちやご家族の在りたい生活を共に考えていきたいという意味で「child&family」という願いが込められています。

宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふあ」は、医療的ケア（人工呼吸器・経管栄養・吸引など）があるお子さんやご家族そして関係者の方々等、誰でも気軽に相談ができる支援センターです。

退院前から退院後まで、安心して地域生活が営めるよう、電話での相談はもちろん、県内各地域に直接伺い、相談もお受けいたします。「こんなこと聞いていいのかな？」という事でも遠慮なくご相談ください！

又、これから医療的ケアのあるお子さんの支援を考えていらっしゃる関係者の皆様のご相談もお受けいたします。その地域に合わせた、支援を共に考えていきましょう。私たちは、お子さんとご家族、そして関係者皆さんの「笑顔を紡いでいく」、そんな相談支援センターを目指していきます！



スタッフ紹介

センター長 遠山裕湖（保育士・理学療法士・幼稚園教諭）

太田勇樹（社会福祉士・主任相談支援専門員）

三浦真白（看護師・保健師）

全スタッフが相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター

MAP



開所時間：月～金（土日祝休み）8:30～17:30

電話相談受付時間：平日 9:00～16:30

※メールでのご相談は随時お受けしますが、17:30以降の受付メールについては翌開所日以降のお返事となります。

〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12
仙台市営バス南中山小学校入口停留所より徒歩3分

でんわ：022-346-7835 担当：遠山 太田 三浦
メール：info@miyagichilfa.org

私たちが大切にしたいこと

こども

かぞく

かかわ
るひと

ちいき

「やってみたい」を支えます

「つながり」を作ります

「しりたい」に応えます

3つの「たいせつ」を届ける為に、ちるふあは「動く相談室」であり続けます

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、業務を行っていきます。

例えばどんな相談ができるの？

例えばこんなご相談が多くあります。もちろんご相談内容はなんでも大丈夫です！

もうすぐ退院なんだけれど、
おうちに帰る時に
どんな準備が必要なの？

地域にどんな相談ができる
人がいるのかな？



きょうだいのが心配。
きょうだいのことを相談したい

そろそろお友達の中で育て
たいな。療育の施設や保育
所、学校ってどうやって
行くの？

医療的ケアのあるお子さんの
支援をしたいけれど、何から
取り組めばいいんだろう？

地域の支援者で医療的ケア児者の
ことについて勉強会がしたいな

おうちでの姿勢とか栄養
管理とか、相談できる？



医療・保健・福祉（保育所など）・教育・労働などの関係機関と連携をしながら、チームで課題解決に向けて取り組みます。

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(令和5年4月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

●福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」「救護施設版」「幼保連携型認定こども園版」「地域型保育事業版」を定めています。

(1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

(2) 内容評価（20項目程度）

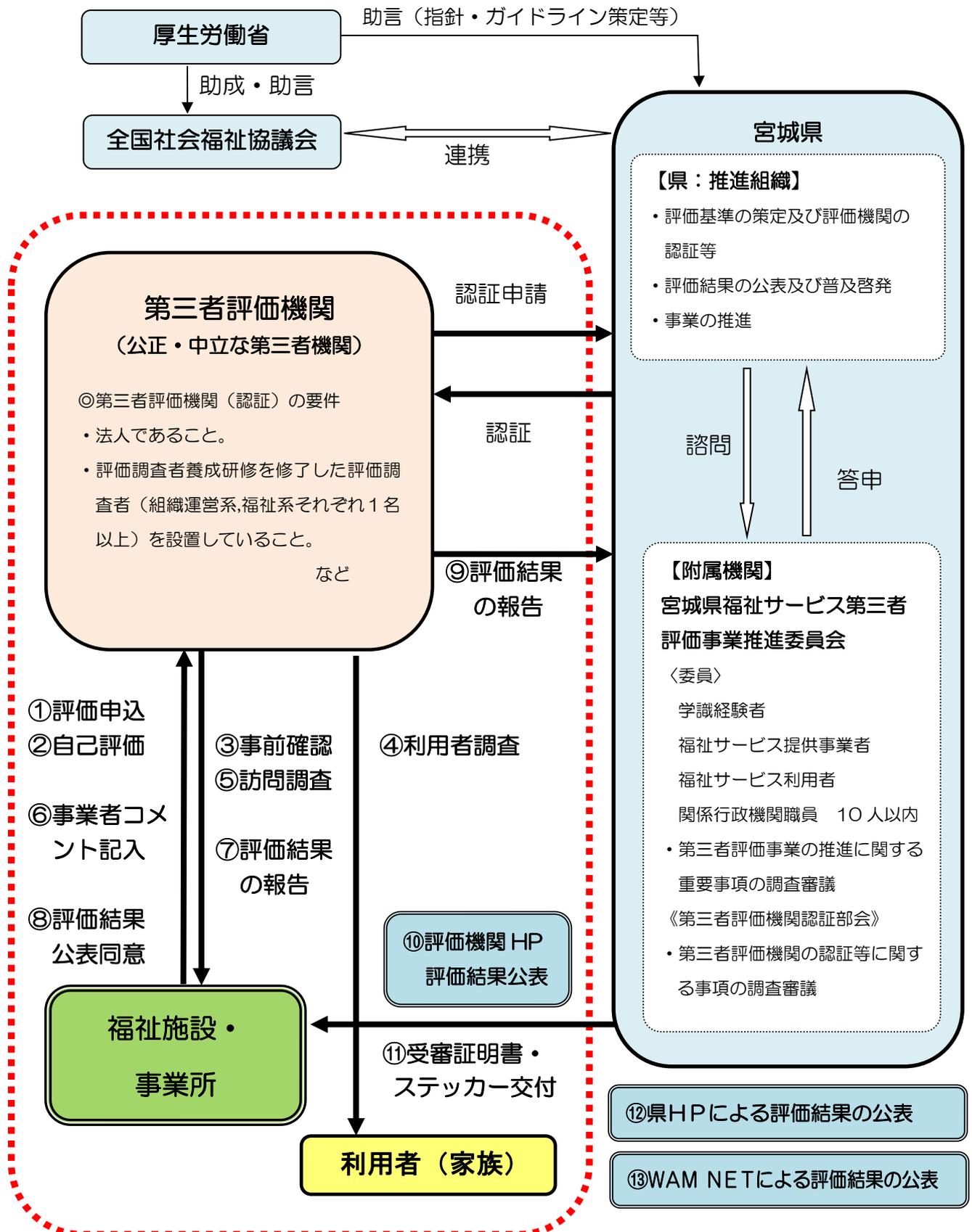
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価の流れは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス，救護施設

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡四丁目2番8号
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com/
評価対象	保育所，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス（訪問介護事業除く）

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木一丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	https://www.kaigonet-miyagi.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス，救護施設

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	
所在地	東京都品川区西五反田一丁目26番2号-714
電話番号	03-3494-9033
ウェブサイト	http://www.meiai.org/
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

株式会社 評価基準研究所	
所在地	東京都千代田区内神田3-2-14
電話番号	03-3251-4150
ウェブサイト	http://ires.co.jp/
評価対象	保育所，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

一般社団法人 宮城県介護福祉士会	
所在地	仙台市青葉区上杉一丁目6-10
電話番号	022-398-5767
ウェブサイト	http://miyagi-kaigo.jp/
評価対象	障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

一般社団法人 宮城県社会福祉士会	
所在地	仙台市青葉区三条町 10-19
電話番号	022-233-0296
ウェブサイト	http://www.macsw.jp/
評価対象	保育所, 障害者・児福祉サービス, 高齢者福祉サービス

- ※ 社会的養護施設：児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設
- ※ 高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，通所介護，訪問介護
- ※ 評価機関ごとに，サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。詳しくは，各評価機関にお問合せください。

(参考：県内受審件数)

平成21年度 8件，平成22年度 1件，平成23年度 7件，平成24年度 3件，
平成25年度 13件，平成26年度 23件，平成27年度 18件，平成28年度 20件，
平成29年度 27件，平成30年度 13件，令和元年度 21件，令和2年度 15件，
令和3年度 10件，令和4年度 20件

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

～ 受審された事業所の方々の声をご紹介します ～

- 事業所の運営や事業の状況を客観的な視点で見直し、現在の施設運営に不足している部分が明らかになり、職員が努力している部分がしっかり評価として現れた。
- 一般的に求められている方向性を知ることができ、今の支援のあり方とすり合わせができた。
- 理念や基本方針、事業内容、自己評価の取組等、説明したり、実践してはいるが、職員の理解や落とし込みまで徹底されていないことに気付き、意識していこうと思えた。



宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

F A X：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。

～ 宮城県福祉サービス第三者評価基準の一例 ～

○宮城県では、保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の6分野において、評価基準を策定しています。各分野の評価基準（内容評価項目）の一例をご紹介します。

○各福祉サービスの種別・特性に応じて、質の向上や改善のために取り組むべき項目や考え方などが整理されています。業務の振り返りなどにもぜひ御活用ください！

○各評価基準は、県のホームページに掲載しています。



保育所版 及び 地域型保育事業版

A 福祉サービスの内容

地域型保育事業版は、令和5年4月1日より新たに施行された評価基準です。
内容の多くが保育所版と重複しています。

A-1 保育内容

A-1-(2) 環境を通して行う保育，養護と教育の一体的展開

連番号 55 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し，保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し，保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し，保育の内容や方法に配慮しているが，十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備，保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- 1日の生活を見通して，その連続性に配慮し，子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- 子どもの状況に応じて，おだやかに過ごせるよう配慮している。
- 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- 子どもの状況について，保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮した環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。
- 子どもの発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。
- 夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。
- 在園時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。
- 保育士間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には、保育士間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。
- 在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。
- 保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。
- 本評価基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。

障害者・児福祉サービス版

A 福祉サービスの内容

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本

連番号 52 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。
- b) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っていない。

評価の着眼点

- 職員は障害に関する専門知識の習得と支援の向上を図っている。
- 利用者の障害による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。
- 利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応を行っている。
- 行動障害など個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。
- 利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、障害の状況に応じた適切な支援のため、障害に関する理解と専門性をもとにした、個別的な配慮が必要な利用者への支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 障害の状況（障害種別、障害による心身の状況や行動と支援の必要性に関わる状況等）に応じた適切な支援と支援の質の向上を図るため、障害者・児を支援する福祉施設・事業所の職員は、障害に関する理解と支援の専門性の向上に努める必要があります。
- 常時介護と医療的なケアを必要とする利用者、行動障害による特別な行動のある利用者等、利用者の障害による生活の状況や行動などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有をしたうえで、日々の生活支援を行います。
- 介助への抵抗、暴言・大声、暴力、衣類や器物の損壊、パニックや不安定な行動、強いこだわり等、利用者の不適応行動（行動障害）については、利用者一人ひとりの障害に応じて個別的かつ適切な対応を行うことが必要です。また、これらの支援については、利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行います。支援方法の検討・実施にあたっては、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや、支援に関わる職員の連携も重要です。
- 利用者が安心・安全に日々の生活を送るためには、利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 個別的な配慮を必要とする利用者の生活や障害の状況に応じた支援方針（考え方）とともに、具体的な支援内容を確認します。また、専門技術等の向上のための研修等の実施状況を確認します。
- 支援内容の検討・見直しや環境整備にあたって、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや支援に関わる職員の連携がなされているか確認します。
- 個別的な配慮が必要な利用者については、専門的な支援が適切になされているかに留意し、記録などをもとに支援内容を確認します。
- （訪問支援）着眼点「利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。」は適用しません。
- （共同生活支援）外部サービス利用型グループホームについては、受託居宅介護事業所のホームヘルパー等による支援を含め評価します。

サービスの種類ごとに留意点などが示されており、各サービスの特性に応じた評価が行われるよう考慮されています。

高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版）

高齢者福祉サービス版には、「特別養護老人ホーム版」のほか、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」「通所介護版」「訪問介護版」があります。

A 福祉サービスの内容

A-3 生活支援

A-3-(6) 認知症ケア

連番号 59 A-3-(6)-① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。

【判断基準】

- a) 認知症の状態に配慮したケアを行っている。
- b) 認知症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。
- c) 認知症の状態に配慮したケアを行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。
- あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。
- 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。
- 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。
- 認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。
- 利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。
- 医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、認知症にある利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重し、その人らしく生活ができるような日常生活や活動の支援・配慮について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 認知症に関する正確な知識をもとに、利用者一人ひとりの生活と必要とされる支援を把握したうえで、利用者の尊厳を基本とした認知症ケアを実施することが必要です。
- 日常生活において利用者が自ら行えることを評価し、その力が十分発揮できるように支援します。自らの力を発揮することで自尊心が高められるよう配慮します。
- 一日のメリハリづけや季節感が感じられるような工夫や情緒に訴えるような働きかけを通じて、精神活動の活性化等に配慮し、日中の生活ができるだけ活動的となるよう支援します。
- 利用者への関わり方を振り返り、認知症の行動・心理症状（BPSD）の原因、行動パターンや危険性等について、十分理解して支援にあたる必要があります。
- 認知症による行動・心理症状（BPSD）を早急に抑制しようとするのではなく、環境を整備したり、受容的な態度で行動を受けとめます。職員等は、生活のあらゆる場面で利用者に配慮して、支持的・受容的な関わりや態度を重視した援助を行います。
- 職員が、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるような研修を行うことも必要です。
- 認知症の利用者が、安心・安全で落ち着ける環境となるように改善し工夫することは、その人らしい生活を送るための重要な支援です。利用者一人ひとりの環境変化への適応状況に配慮するとともに、利用者の行動を制限することのないように工夫することが必要です。
- 利用者が安心して落ち着いて過ごせるよう、一人ひとりの認知症の状態に合わせた支援や生活上の配慮、プログラムを行います。利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫します。
- 利用者同士の関係・関わりについても配慮し、安心して過ごすことができるよう取り組むことも必要です。
- 医師及び看護師等の関係職員と連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討します。

(3) 評価の留意点

- 認知症の状態に応じた支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

救護施設版

A 福祉サービスの内容

A-4 地域の生活困窮者支援

A-4-(1) 地域の生活困窮者等の支援

連番号 63 A-4-(1)-① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。

【判断基準】

- a) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。
- b) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っていない。

評価の着眼点

- 地域の生活問題や生活困窮者等について、職員の学習や協議する機会を設けている。
- 地域の生活困窮者等の支援について、地域の関係機関や他の福祉施設・事業所と情報交換している。
- 生活困窮者等の支援における救護施設の専門性や支援ノウハウを関係機関等と共有している。
- 地域の生活困窮者等を支援するための事業・活動を実施している。
- 地域の生活困窮者等の支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、救護施設が有する機能と役割等を活かした地域で生活する生活保護受給者や生活困窮者等への支援と取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の地域生活への移行や施設退所者の地域生活の継続のための支援とあわせて、地域で生活する生活保護受給者や生活困窮者等への支援を実施することが必要です。地域の生活困窮者等の福祉ニーズや救護施設の機能等に応じて取組むことが重要です。
- 救護施設の機能と役割等を活かした地域の生活困窮者支援のあり方として、①救護施設の機能として制度化されている支援、②予算事業として救護施設および運営法人が実施できる事業や、今後制度化・予算化が見込まれる事業等による支援、③地域貢献事業等の支援、があります。
- 地域で生活する生活困窮者等を支援するため、職員が地域の生活問題や生活困窮者の実情について理解することが必要です。このため、外部の研修会等の活用を含めた学習機会の確保や会議等で協議することにより、地域で生活する生活困窮者等の理解と課題共有のための取組が必要です。取組をつうじて、日頃の支援のなかでも地域の生活困窮者等の支援への視点をもつことの必要性、さらに地域で生活する生活困窮者等の具体的な支援について検討することが重要です。
- 救護施設は、専門性と支援に関わる知識やノウハウの蓄積等をもとに、地域の生活困窮支援について、関係機関（実施機関、更正相談所、自立相談支援機関、保健所、警察、ハローワーク等）や他の福祉施設・事業所と情報を共有し、取組むことが必要です。
- それぞれの救護施設においては、地域の生活困窮者等の支援のあり方や具体的な方針を明確にし、具体的な事業・活動を実施することが必要です。
- 救護施設の機能等を活かした事業・活動のほか、生活困窮者自立支援制度における各種事業の実施、中間的就労の場の提供と就労支援をつうじて自立生活や社会的孤立の防止のための支援を行うこと等、各救護施設と地域の実情を踏まえながら、検討・実施することが重要です。また、生活困窮者等の支援に必要な社会資源の掘り起こしや開発のための取組も必要です。
- 地域の生活困窮者等の支援においては、福祉、医療、就労支援、教育等に関わる行政や関係機関、また、複数の社会福祉法人・福祉施設がネットワークを構築するなど、連携・協働のなかで、地域における総合的なセーフティネット機能を発揮することが必要です。救護施設は、支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力し、地域のセーフティネットの要となる組織、拠点として役割を果たすことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 福祉施設の実施する事業や規模、地域によって、具体的な取組は様々だと思われ
ますが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価します。
- 福祉施設から地域生活へ移行した利用者の地域生活の継続のための支援等につ
いては、「連番号62 A-3-(4)-①」において評価します。
- 地域での公益的な事業・活動にあたる取組については、「連番号27 II-4-
(3)-②」とあわせて評価します。

幼保連携型認定こども園版

幼保連携型認定こども園版は、令和5年4月1日より新たに施行された評価基準です。

A 福祉サービスの内容

A-1 教育・保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

連番号 46 A-1-(1)-① 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

評価の着眼点

- 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
- 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づいて作成している。
- 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- 全体的な計画は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
- 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、教育・保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 幼保連携型認定こども園の教育・保育は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、幼保連携型認定こども園における環境を通して、教育・保育を一体的に行うことを特性としています。
- 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の教育・保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、幼保連携型認定こども園での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、教育・保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、教育・保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。
- 全体的な計画の作成により、幼保連携型認定こども園全体で組織的・計画的に教育・保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある教育・保育実践を展開することが期待されています。
- 全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。
 - ・ 児童憲章，児童の権利に関する条約，児童福祉法，教育基本法，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に示されている理念などをふまえ，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成されている。
 - ・ 幼保連携型認定こども園の理念，教育・保育の方針や目標に基づいて作成されている。
 - ・ 地域の実態，子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し，子どもの発達過程に応じて，長期的見通しをもって作成されている。
 - ・ 子どもの生活の連続性，子どもの発達の連続性に留意している。
 - ・ 上記を踏まえ，幼保連携型認定こども園がそれぞれの特色を生かし創意工夫し，教育・保育が実践できるよう作成している。
- 幼保連携型認定こども園の指導計画は，全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による教育・保育実践の振り返り，記録等を通して，全体的な計画の評価を行い，次の作成に活かしていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

- 幼保連携型認定こども園の理念，教育・保育の方針が明文化されていない場合には，「c」評価とします。ただし，幼保連携型認定こども園の理念，教育・保育の方針を全体的な計画には記載せず，別に定めている幼保連携型認定こども園もあります。
- 全体的な計画の作成方法を確認するとともに，子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか，さらに，全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。
- 本評価基準では，全体的な計画の作成について評価を行い，全体的な計画に基づく指導計画の作成は，「連番号 42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。